

給与勧告の仕組みと本年（平成26年）の勧告のポイント

目 次

P1	...	1	勧告の内容
P2	...	2	民間給与との較差の状況
P3	...	3	勧告に基づく職員給与の試算
P4	...	4	公民較差と民間の特別給の支給状況の推移
P5	...	5	大阪市職員の平均年齢及び平均給与月額と期末・勤勉手当支給月数の推移
P6	...	6	民間給与調査における調査事業所の状況
P7	...	7	給料表別職員数及び構成割合の状況
P8	...	8	民間企業従業員（賃金構造基本統計調査）の所定内給与の分布状況【非役職者】
P9	...	9	民間企業従業員（賃金構造基本統計調査）の所定内給与の分布状況【係長級】
P10	...	10	民間企業従業員（賃金構造基本統計調査）の所定内給与の分布状況【課長級】
P11	...	11	民間企業従業員（賃金構造基本統計調査）の所定内給与の分布状況【部長級】
P12	...	12	民間企業従業員（賃金構造基本統計調査）の所定内給与の傾向
P13	...	13	大阪市職員と民間企業従業員（賃金構造基本統計調査）の給与水準の比較
P15	...	14	給与勧告の手順
P16	...	15	公民比較の方法（ラスパイレス比較）

1 勧告の内容

○月例給

公民較差 12,240円（3.05％） を解消するため引上げ

1 改定内容

給料表の改定を行う際には、各級ともに平均改定率程度の改定を基本としつつ、初任給水準や前後の級とのバランスを考慮した改定を行うことが適当である。

(1) 行政職給料表

① 1級

初任給付近は国及び民間の支給状況との均衡を考慮し、2,000円程度の引上げに止め、最高号給付近では平均改定率の1.2倍程度の引上げとする。

② 2級

初号付近は初任給付近の改定状況を踏まえた引上げに止め、最高号給付近は平均改定率の1.2倍程度の引上げとする。

③ 3級以上

全体として平均改定率程度の引上げとする。
ただし、局長級である8級については、その任用は広く公募により行うものとされており、所属の長としてふさわしい適正な人材を確保するという観点から、別途、職務・職責に応じた給与水準となっているか検討されるべき。

(2) 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表との均衡を基本として、改定を行う必要がある。

(3) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人材確保の観点から、人事院が勧告した措置及び他都市の状況、本市職員に対する支給状況を勘案の上、引き上げる必要がある。

2 実施時期

平成26年4月1日

本年4月時点の比較に基づいて公民給与を均衡させるものであることから、本年4月に遡及して実施。

○特別給

支給月数を0.15月分引上げ（現行3.95月分→4.10月分）

職種別民間給与実態調査における結果 ⇒ 4.11月分
本市の期末・勤勉手当の年間支給月数 ⇒ 3.95月分

1 改定内容

民間における考課査定分の支給状況や人事院が勧告した支給割合のほか、勤務実績を適正に給与へ反映することも勘案し、勤勉手当に引上げ分を配分。具体的な支給月数は以下のとおり。

(1) 平成26年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数

	課長代理級以上	係長級以下	指定職職員	再任用職員（課長代理級以上）	再任用職員（係長級以下）	特定任期付職員
期末手当	1.175	1.375	0.775	0.70	0.80	1.70
勤勉手当	1.025	0.825	0.925	0.475	0.375	—
合計	2.20	2.20	1.70	1.175	1.175	1.70

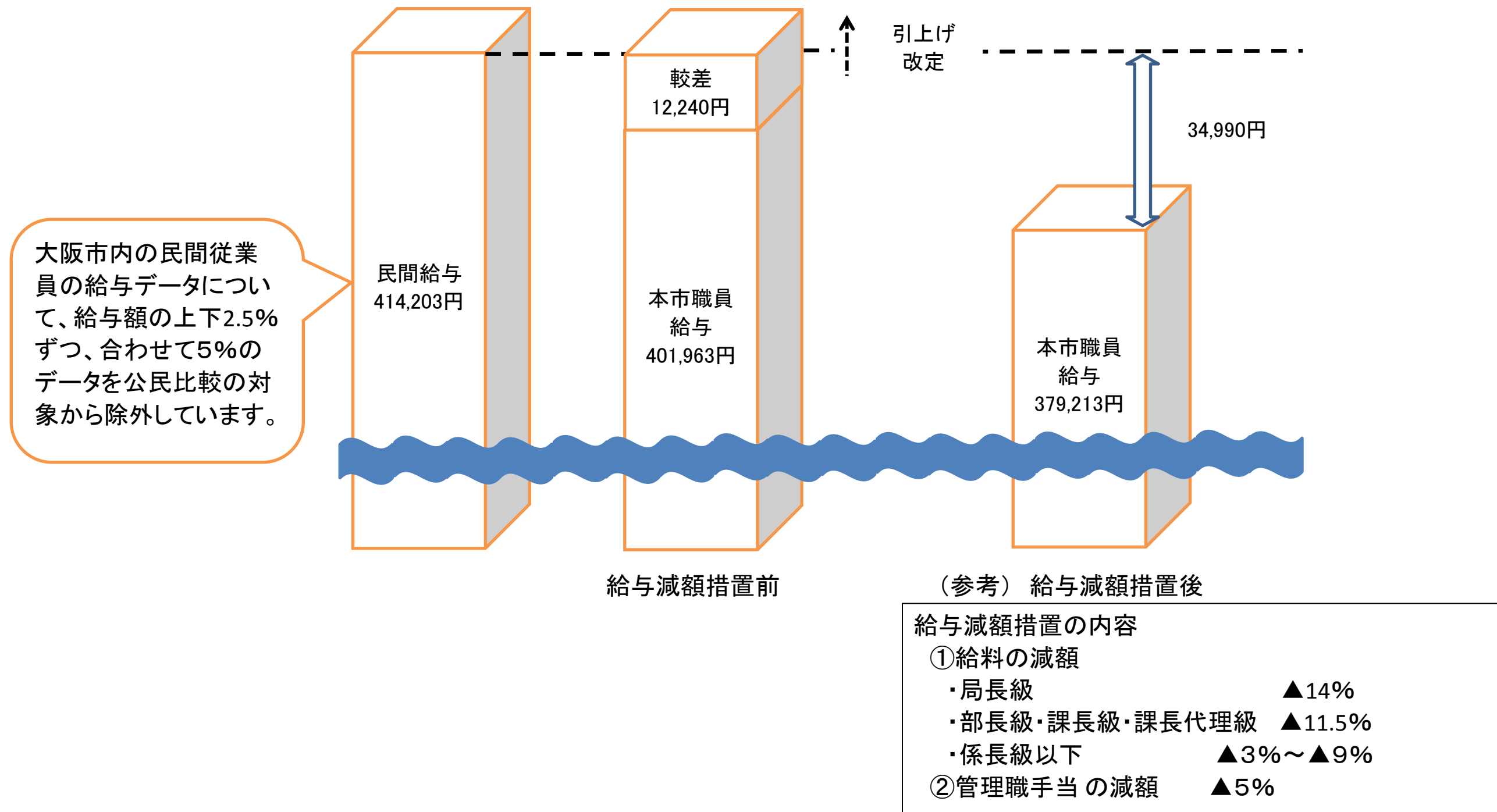
(2) 平成27年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数

	6月期			12月期			年間		
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
課長代理級以上	1.025	0.95	1.975	1.175	0.95	2.125	2.20	1.90	4.10
係長級以下	1.225	0.75	1.975	1.375	0.75	2.125	2.60	1.50	4.10
指定職職員	0.625	0.85	1.475	0.775	0.85	1.625	1.40	1.70	3.10
再任用職員（課長代理級以上）	0.55	0.45	1.00	0.70	0.45	1.15	1.25	0.90	2.15
再任用職員（係長級以下）	0.65	0.35	1.00	0.80	0.35	1.15	1.45	0.70	2.15
特定任期付職員	1.55	—	1.55	1.55	—	1.55	3.10	—	3.10

2 実施時期

- ・(1) については、改定条例の公布日の翌月の初日。
- ・(2) については、平成27年4月1日。

2 民間給与との較差の状況



3 勧告に基づく職員給与の試算

本勧告に基づく改定が実施された場合の平均給与額を試算

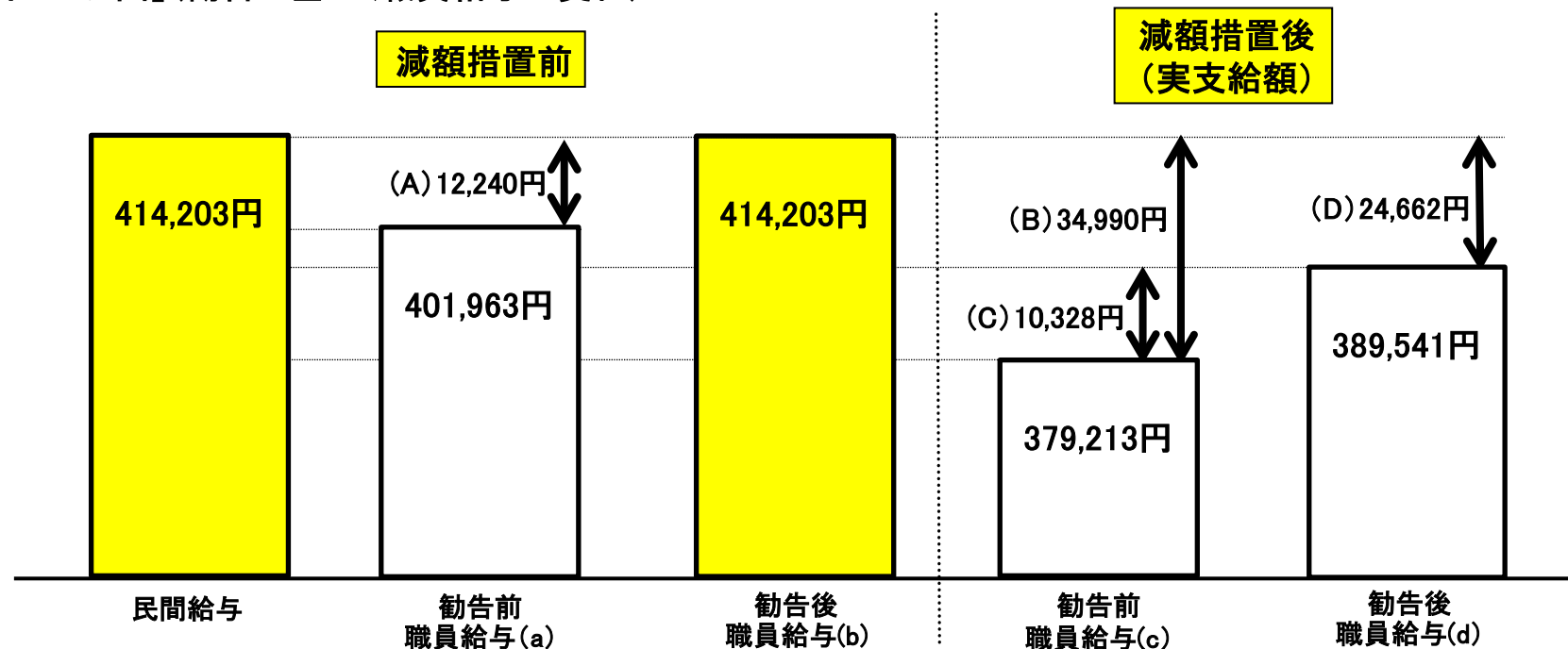
(行政職給料表適用者 平均年齢 42.2歳)

	減額措置前			減額措置後		
	勧告前(a)	勧告後(b)	増加額(b-a)	勧告前(c)	勧告後(d)	増加額(d-c)
給与月額	401,963円	414,203円	12,240円	379,213円	389,541円	10,328円
年間給与	6,387,914円	6,644,384円	256,470円	6,114,914円	6,348,440円	233,526円

勧告が実施された場合の影響額
(給与減額措置後の試算額)
約26.5億円(行政職給料表)

※減額措置後の職員給与額は、現行の減額率を前提として算出したもの。

【イメージ図】(勧告に基づく職員給与の変化)



【イメージ図の説明】

- (A) 職員給与(減額措置前)の引上げ額(民間との較差)・・・12,240円
- (B) 減額措置後の実支給額と民間との較差・・・34,990円
- (C) 本勧告に基づく給与改定が実施された場合の実支給額の引上げ額・・・10,328円
- (D) 本勧告に基づく給与改定が実施された場合の実支給額と民間給与の差・・・24,662円

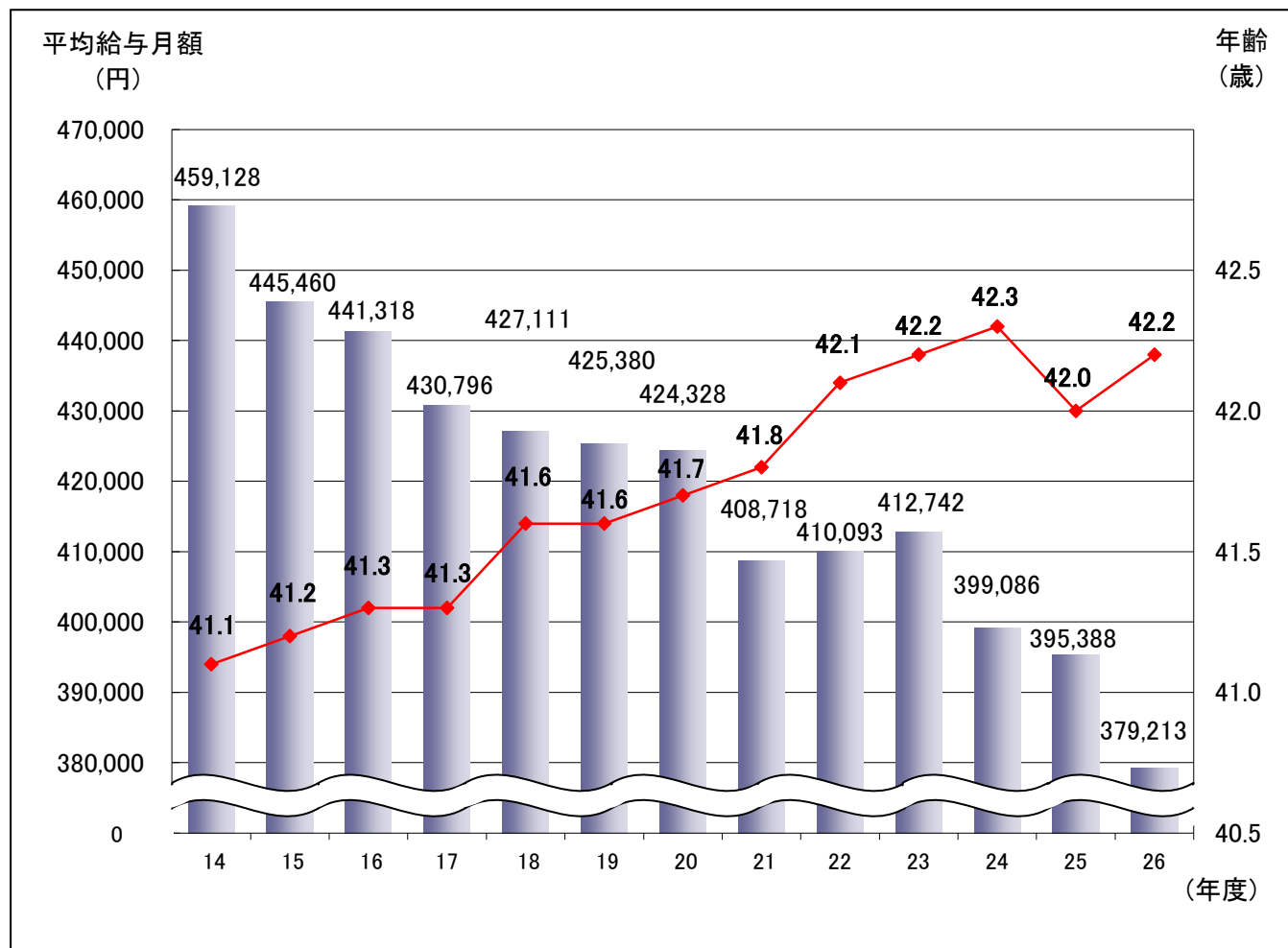
4 公民較差と民間の特別給の支給状況の推移

年	公民較差		民間の特別給の支給月数	
	大阪市	(参考) 国	大阪市	(参考) 国
平成14年	▲2.04%	▲2.03%	4.65月	4.65月
平成15年	▲3.03%	▲1.07%	4.40月	4.40月
	0.14%			
平成16年	▲0.02%	0.01%	4.40月	4.39月
	1.76%			
平成17年	▲3.84%	▲0.36%	4.47月	4.46月
	▲0.95%			
平成18年	▲1.96%	0.00%	4.46月	4.43月
	▲1.66%			
平成19年	0.07%	0.35%	4.49月	4.51月
平成20年	▲0.60%	0.04%	4.49月	4.50月
平成21年	▲0.29%	▲0.22%	4.17月	4.17月
	3.29%			
平成22年	▲0.35%	▲0.19%	3.94月	3.97月
	3.30%			
平成23年	▲0.44%	▲0.23%	3.96月	3.99月
	2.79%			
平成24年	▲1.72%	▲0.07%	3.95月	3.95月
	4.39%	7.67%		
平成25年	▲4.19%	0.02%	3.97月	3.95月
	1.64%	7.78%		

(注) 1.大阪市においては、平成15年度～平成18年度と平成21年度以降、国においては平成24年度～平成25年度は給与減額措置が実施されており、公民較差の数値は、上段が給与減額措置前、下段が給与減額措置後の額である。
2.大阪市の平成24年の公民較差の数値は、平成24年8月から実施された給与制度の改正が平成24年4月の人員配置で実施されたと仮定して試算した概算値である。

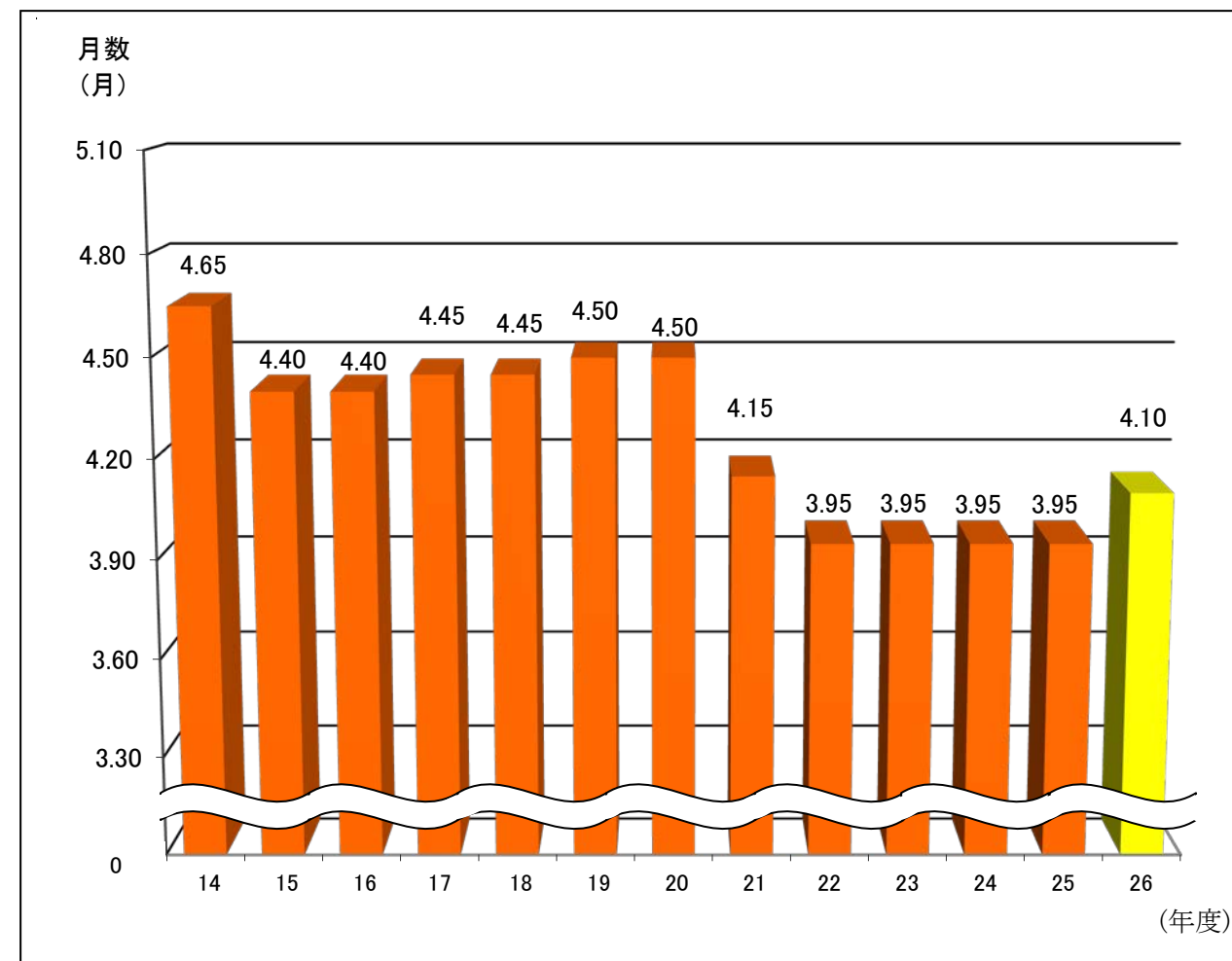
5 大阪市職員の平均年齢及び平均給与月額と期末・勤勉手当支給月数の推移

①行政職給料表適用者の平均年齢及び平均給与月額の推移



(注) 1. 平成15年度～18年度、21年度～26年度は給与減額措置が実施されており、平均給与月額は減額後のものである。
2. 平成18年度以前は派遣職員を含む。

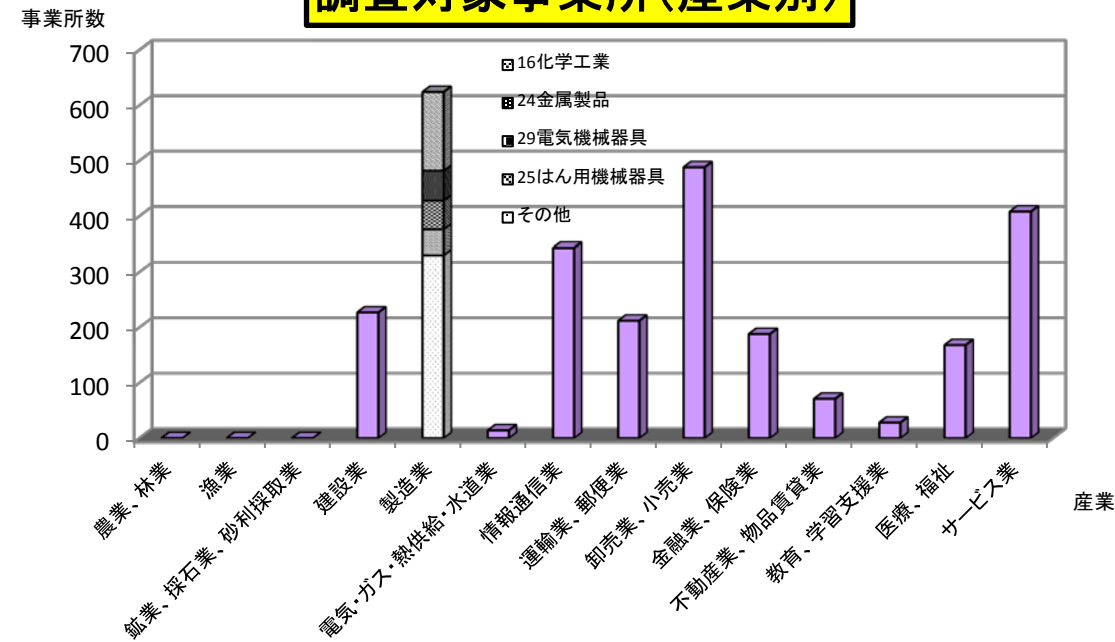
②期末手当及び勤勉手当支給月数の推移



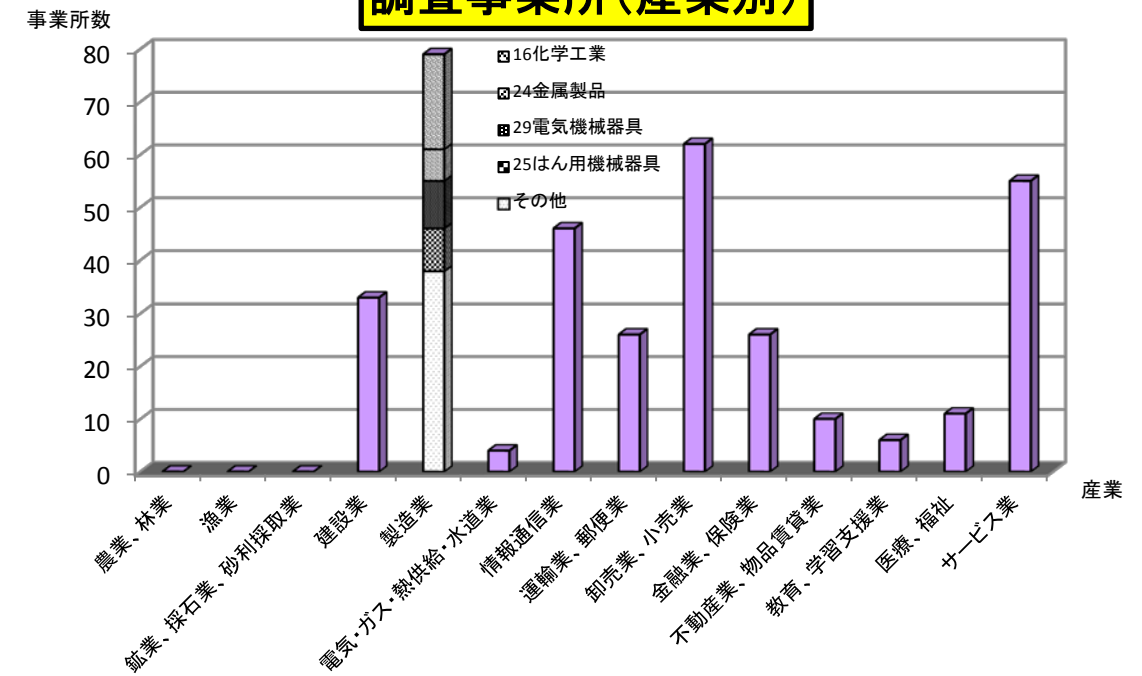
(注) 1. 指定職給料表適用者を除く。
2. 平成26年度については、人事委員会が勧告した月数である。

6 民間給与調査における調査事業所の状況

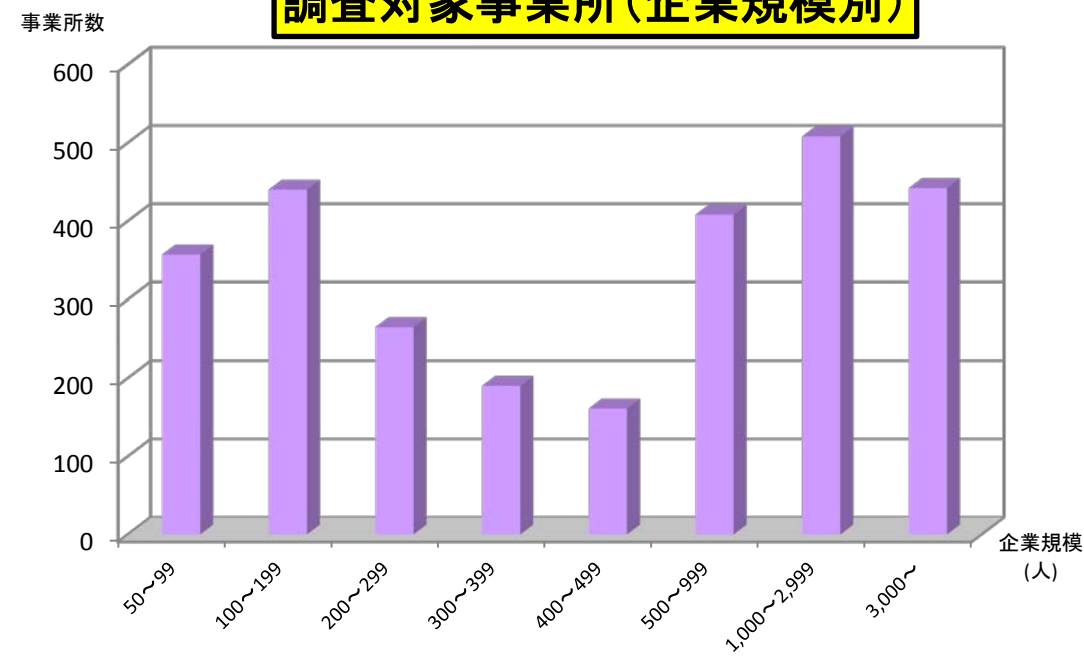
調査対象事業所(産業別)



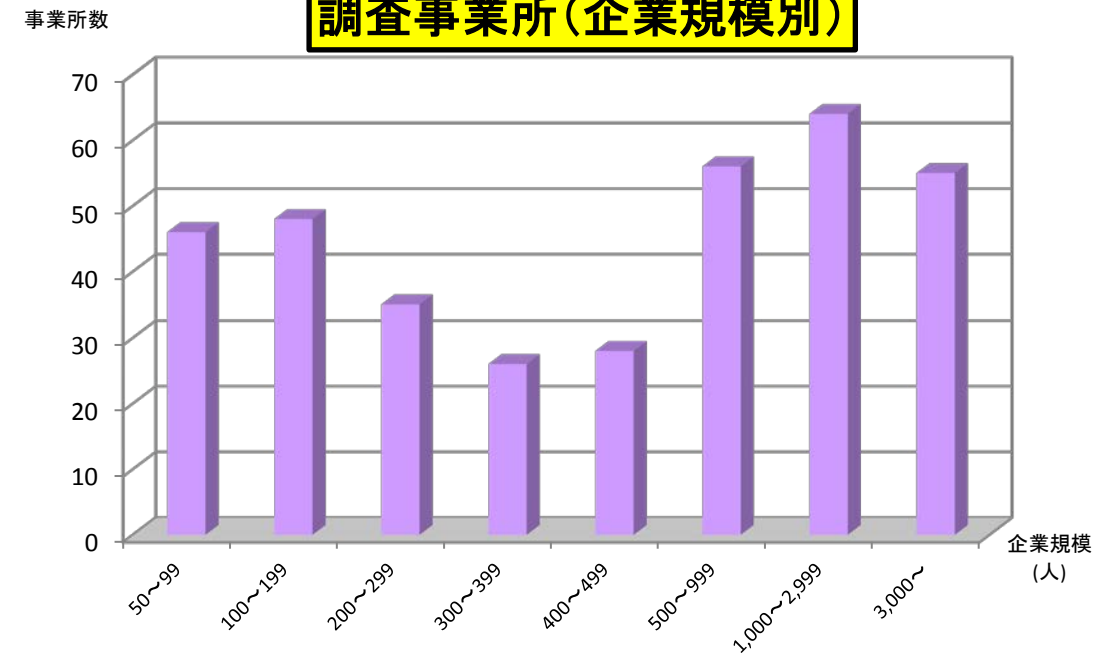
調査事業所(産業別)



調査対象事業所(企業規模別)



調査事業所(企業規模別)



7 給料表別職員数及び構成割合の状況

(平成26年4月1日現在)

	行政職	教育職		研究職	医療職			消防職	指定職	技能労務職	水道局	交通局	病院局	合計
		高等学校・ 特別支援学 校等教育職	幼稚園・小 学校・中学 校教育職		(1)	(2)	(3)							
職員数	11,364人	1,057人	248人	61人	53人	385人	453人	3,285人	19人	6,229人	1,579人	5,998人	1,922人	32,653人
		1,305人			891人									
構成比	34.8%	3.2%	0.8%	0.2%	0.2%	1.2%	1.4%	10.1%	0.1%	19.1%	4.8%	18.4%	5.9%	100.0%
		4.0%			2.7%									

(注)構成比は、それぞれ四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある。

